

訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発販売促進事業  
(サイクリングガイド育成) 委託業務 仕様書

1. 委託業務名

訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発販売促進事業 (サイクリングガイド育成) 委託業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和4年3月15日(火)まで

3. 趣旨・目的

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により訪日外国人観光客は激減しているが、2022年にはワールドマスターズゲームズ関西、2025年には大阪・関西万博の開催が予定されており、コロナ感染症が収束された際には、再び多くの外国人観光客が関西を訪れることが期待されている。

本県においては、ウィズ・コロナ、アフター・コロナ期における「新しい旅のスタイル」として、サイクルツーリズムの推進に取り組んでおり、県内各地に根付いた歴史や文化、食など「ローカル」の魅力とともに訴求することで、コロナ感染症で大きな影響を受けた地域経済の回復と、観光を通じたサステイナブルな地域社会の実現を目指している。

本事業では、サイクルツーリズムの推進において重要な役割を果たすサイクリングガイドの候補者を県内各地から掘り起こし、将来、国内外に通用するスキルを持ち得るガイドとして育成するための研修を実施する。

4. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部(以下、「観光本部」という)が実施する「訪日外国人旅行者向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発販売促進事業(サイクリングガイド育成)」において、以下の業務を委託する。

※受託事業者は、サイクリングガイドを育成するに際して、必要な知識・スキル及び経験を有していること(例:日本サイクリング協会上級資格)

**【参考】**

令和2年度、観光本部では距離や標高の獲得を目的としたサイクリスト向けのコースではなく、「観光を楽しむ」「地域を体感する」ことを目的としたサイクリングコースを県内に6つ造成した。

これらのコースをはじめ、県内のサイクリングコースを国内外の旅行者に安全・安心に楽しんでもらえるよう、今年度はサイクリングのツアーガイドを育成する。

※ターゲット:国内及び台湾、タイなどアジア諸国、欧米豪

(1)サイクリングガイドの担い手の発掘

県民局・県民センター、各地域DMO・観光協会及び県内市町と調整のうえ、地域のサイクリング事業者の担い手候補を調査し、参加者（業として実施できるものが望ましい）を募る。

また、チラシやWEB広告などの各種PRツールを制作・活用し、担い手候補となる参加事業者を広く募集する。

(2) 現役サイクリングガイド等によるワークショップの実施

①ワークショップ（座学）

観光本部及びツーリズムプロデューサーと相談うえ講師及び講演内容を決定し、サイクルツーリズムの必要性やサイクリングガイドの重要性、役割等を学べる全2回のワークショップを県内3地域において実施する。

※開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を万全に行うこと。また状況によっては、観光本部と協議のうえ、オンラインにて実施すること

※開催場所については、参加者の所在地を考慮したうえで決定すること

②実地研修

ワークショップで興味を持った参加者を対象に、令和2年度に造成したコースをE-Bikeで実走する実地研修を実施する。（5回）

※令和2年度に造成した6コースの詳細は参考資料を参照すること

- ①但馬地域（香住～餘部）、②丹波地域（篠山）、③神戸・阪神地域（宝塚）、  
④播磨地域（竜野～相生）、⑤播磨地域（佐用～平福）、⑥淡路地域（長澤）

※開催場所については、観光本部及びツーリズムプロデューサーに相談のうえ決定すること

※実地研修に使用するE-Bike及びサポートカーは、受託者で準備すること

## 5. 成果物の提出等

(1)成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」を作成し、紙媒体及び電子データ各5部を本部に提出しなければならない。なお、電子データはメディア（CD又はDVD）に記録し、各ファイルには内容のわかるファイル名を付与したうえ、ウイルスチェックを行っておくこと

※事業完了報告書には、業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数等を記載すること

(2)提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3)提出期限

令和4年3月15日（火） 17:00

## 6. 委託料の上限額

委託料の上限額は、2,992千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

## 7. 精算・支払い

請求書を受領後、令和4年3月末日までに精算を行う。

## 8. 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
  - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
  - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
  - ③ 契約条項は、委託者において示す。
  - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
  - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
  - ② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること

- (9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。
- (10) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。